

士幌町住宅リフォーム費用助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、町民自らが所有し、かつ、居住する住宅を町内の施工業者によってリフォームしたものに對し、助成金を交付することにより、町民の住環境の向上と住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的とする。また、助成の方法は、町から士幌町商工会（以下「商工会」という。）に対する間接補助により行うものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)住宅 町内にある自らが所有する家屋で、かつ、現に居住している（リフォーム完了後に居住する場合を含む。）、固定資産税評価基準に基づく専用住宅部分のものをいう。
- (2)リフォーム 住宅に第4条に掲げる改修工事を行うこと。

(交付対象者等)

第3条 助成金の申込みができる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1)町内に住所を有し、かつ、自らが所有する住宅に居住している者。（助成金の交付申請の日までに、当該住宅に住所を有し居住する予定の者を含む）
 - (2)町内に住所を有する施工業者により住宅のリフォームを行う者。
 - (3)リフォーム施工前で、当該年度の末までにリフォームを完了できる者。
 - (4)町税を滞納していない者。但し、利用申込時に町内に住所を有さない場合は、住所を有する市町村の納税証明書等の提出により、市町村税を滞納していないと証明できる者。
- 2 前項に掲げる要件を満たし、住宅のリフォームをしようとする者は、施工前に士幌町住宅リフォーム費用助成事業利用申込書（第1号様式）を商工会に提出しなければならない。
- 3 商工会は、前項の申込書を受理したときは、内容を審査し適当と認めるときは、士幌町住宅リフォーム費用助成事業利用決定書（第2号様式）により申込者へ通知する。また、必要に応じて条件を付して決定することができる。

(助成対象工事等)

第4条 助成の交付対象となる工事は、リフォーム費用（消費税及び地方消費税を含む。）が30万円以上（ただし、国、道、町その他の団体の制度により助成等の対象工事となる工事を除く。）で別表に掲げる改修工事等に要した経費とし、1つの住宅について1回限りとする。

(助成金)

第5条 リフォームの助成金は、助成対象工事費の10%以内とし、10万円を限度額とする。

2 助成金は商工会が発行する商品券とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 第3条第3項の通知を受け、助成金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、リフォーム完了から30日を経過した日または、翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに、士幌町住宅リフォーム費用助成金交付申請書(第3号様式)に関係書類を添えて商工会に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 商工会は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に士幌町住宅リフォーム費用助成金の額の確定通知書(第4号様式)により通知し助成金を交付する。

(調査)

第8条 商工会は、必要があると認めるときは、職員をしてその実情を調査させることができる。

(交付決定の取消)

第9条 商工会は、虚偽の申請により助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、士幌町住宅リフォーム費用助成金交付決定の取消通知書(第5号様式)により、決定の取消および助成金の一部または全部について返還を命ずることができる。助成金の額の確定があった後においても同様とする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則(平成25年3月15日訓令第7号)

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成25年8月30日訓令第23号)

この訓令は、平成25年8月30日から施行する。

附 則(平成28年3月30日訓令第36号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日訓令第6-2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

1 対象工事は、住宅の補修工事及び内外装の改修工事で次のものをいう。

- (1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の工事
- (2) 塗装工事
- (3) 給排水等設備工事
- (4) 建具取替工事
- (5) ふすま、障子の張替、畳の表替
- (6) 避難設備、防火設備及び換気設備工事
- (7) 浴室・台所改修工事
- (8) 段差解消工事
- (9) 手摺設置工事
- (10) トイレ改修工事
- (11) 窓ガラス交換工事
- (12) 内窓設置工事
- (13) 外窓、玄関断熱ドア取替工事
- (14) 断熱改修工事
- (15) 電気設備工事

2 対象外工事は次のものをいう。

- (1) 賃貸用に供している住宅の工事
- (2) 倉庫、車庫等の工事（住宅と一体となっているものも同様）
- (3) 施工業者を伴わない申請者等が自ら行う工事
- (4) 申請者が施工業者の場合の労務費
- (5) リフォームを伴わない解体工事
- (6) 造園、門扉、塀または外構の工事
- (7) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償の対象となる工事
- (8) 電気機器単品での更新（移動または取り外し可能な機器：テレビ・冷蔵庫・洗濯機など）